

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 4 月 10 日（金）第 96 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定予定（2件）（森づくり推進課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（3件）（社会福祉課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）（社会福祉課取扱い） 3
- 歳入の徴収事務の委託（商工政策課取扱い） 4
- 公共測量の終了（5件）（監理課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大島支庁取扱い） 5

## 公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 5

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 6

## 公 安 委 員 会 公 告

- 警備業雑踏警備業務1級及び同2級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 6

## 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程

- 鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程（※）（県立病院課取扱い） 9

## 告 示

## 鹿児島県告示第440号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 2 年 4 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
曾於市末吉町二之方字姥石3941番
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第441号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 2 年 4 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿児島市郡山町534番, 537番 1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第442号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 2 年 4 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
いちき串木野市川上字久保次郎1046番, 1053番, 1054番, 1055番 1, 1055番 5
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 2 年 4 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	廃止年月日

こどもクリニック永松	出水市平和町25番地 2	平成27年 3 月 31 日
門野医院	熊毛郡屋久島町一湊348-1	平成30年 4 月 30 日
すみれ薬局	日置市伊集院町郡二丁目66番	令和元年11月17日
宮崎歯科医院	霧島市国分広瀬二丁目 6-7	令和 2 年 1 月 6 日
黒岩内科	日置市伊集院町郡一丁目68番地第 2 殖産店舗 1 号室	令和 2 年 1 月 13 日
コトブキ薬局鹿児島店	曾於市大隅町下窪町 2 番地の 2	令和 2 年 1 月 31 日
児玉上前共立病院	鹿屋市寿五丁目 2 番39号	令和 2 年 1 月 31 日

## 鹿児島県告示第444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 2 年 4 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	主たる事務所の所在 地	名 称	所 在 地		
医療法人博悠会	鹿児島市樋之口町 3 番 7 号	博悠会温泉病院	日置市東市来町湯田 4648番地	令和元年 10月31日	短期入所 療 養 介 護、介護 予防短期 入所療養 介護

## 鹿児島県告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 2 年 4 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月 日	施術の種類
原圭希	鹿児島美容鍼灸サロンCalla 霧島市隼人町東郷 1-291	令和 2 年 2 月 29 日	はり、きゅ う、柔道整 復

## 鹿児島県告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 2 年 4 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指定年月日
コトブキ薬局鹿児島店	曾於市大隅町下窪町 2 番地の 2	令和 2 年 2 月 1 日
一湊出張診療所	熊毛郡屋久島町一湊348番地 1	令和 2 年 2 月 1 日
児玉上前共立クリニック	鹿屋市寿五丁目 2 番39号	令和 2 年 2 月 1 日

ゆのもとマリン薬局	日置市東市来町湯田3610番地 6	令和 2 年 3 月 1 日
エナジー薬局	霧島市国分府中町33-18	令和 2 年 3 月 1 日

**鹿児島県告示第447号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和 2 年 4 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
指宿拓也	整骨院隼人オルタナ 霧島市国分中央三丁目12-38	令和元年 11月1日	柔道整復
竹下健太郎	整骨院隼人オルタナ 霧島市国分中央三丁目12-38	令和元年 11月1日	柔道整復
東條一成	パッション鍼灸院 奄美市名瀬石橋町10-5	令和2年 1月6日	はり、きゅう
西恭平	momonoha鍼灸整骨院 霧島市国分向花町11番3号	令和2年 1月11日	柔道整復
茂秀毅	あまくま整骨院 奄美市名瀬末広町1-21-1F	令和2年 2月4日	柔道整復
本村勇人	momonoha鍼灸整骨院 霧島市国分向花町11番3号	令和2年 2月8日	柔道整復
原圭希	鹿児島美容鍼灸サロンCalla 霧島市国分野口西19番28号	令和2年 3月1日	はり、きゅう、 柔道整復
延時暁寿	中谷整骨院 曾於市財部町下財部5785-12	令和2年 3月12日	柔道整復

**鹿児島県告示第448号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 4 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 歳入の種類  
鹿児島県産業会館会議室等貸付料
- 委託の相手方  
鹿児島市名山町9番1号  
鹿児島県産業会館管理組合 事務局長 下堂園久賢
- 委託期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

**鹿児島県告示第449号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、薩摩川内市長から令和元年8月13日鹿児島県告示第284号で告示した公共測量の実施は、令和2年3月24日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 4 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第450号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、薩摩川内市長から令和元年10月29日鹿児島県告示第459号で告示した公共測量の実施は、令和2年3月24日終了した旨の通知があった。

令和2年4月10日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第451号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、薩摩川内市長から令和元年12月24日鹿児島県告示第595号で告示した公共測量の実施は、令和2年3月24日終了した旨の通知があった。

令和2年4月10日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第452号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、霧島市長から令和元年7月30日鹿児島県告示第251号で告示した公共測量の実施は、令和2年3月18日終了した旨の通知があった。

令和2年4月10日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第453号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、いちき串木野市長から令和元年5月31日鹿児島県告示第99号で告示した公共測量の実施は、令和2年3月13日終了した旨の通知があった。

令和2年4月10日

鹿児島県知事 三反園訓

## 大島支庁告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和2年4月10日

大島支庁長 田中完

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労支援センター りりーふあま み	奄美市名瀬和光 町22番16	株式会社Cre scent	奄美市名瀬矢之 脇町11番17号	中濱 礼子	令和2年 4月15日	就労継続 支援B型

## 公 告

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年4月10日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
(1工区)

南九州市知覧町郡字下中野3611番1の一部、3614番7の一部、3615番1の一部、3615番2の一部、3632番の一部、3633番4の一部、3611番1地先水路の一部及び3633番4地先水路の一部、字石之本3634番の一部、3635番の一部、3635番1の一部、3635番2及び3635番2地先里道の一部、字開3689番1の一部、3689番5、3690番1、3700番1、3700番2、3701番、3702番、3703番、3704番、3705番、3706番1、3706番2、3707番、3708番1、3708番3、3709番1、3710番1、3711番1、3712番1、3712番3、3713番1、3714番、3715番、3716番、3717番、3718番、3719番、3720番、3721番1、3721番3及び3689番5地先里道並びに字霜月田3725番1、3725番4、3727番1、3727番3、3728番1、3728番3、3731番、3736番、3737番、3738番1、3739番、3740番1、3741番1、3741番3、3753番2、3757番2、3758番3、3738番1地先里道の一部、3757番2地先水路の一部及び3758番3地先里道

## 2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 南九州市知覧町郡字下中野3611番1の一部、3614番7の一部、3615番1の一部、3615番2の一部、3632番の一部、3633番4の一部及び3611番1地先水路の一部、字石之本3634番の一部、3635番の一部、3635番1の一部、3635番2及び3635番2地先里道の一部、字開3689番1の一部、3689番5、3700番1の一部、3700番2の一部、3701番の一部、3702番の一部、3708番3の一部、3712番3の一部、3716番の一部、3717番の一部、3719番の一部、3721番3の一部及び3689番5地先里道並びに字霜月田3728番1の一部、3728番3の一部、3736番の一部、3737番の一部、3738番1の一部、3739番の一部、3741番1の一部、3741番3の一部、3753番2、3757番2、3758番3の一部、3738番1地先里道の一部、3757番2地先水路の一部及び3758番3地先里道

水路 南九州市知覧町郡字開3721番3の一部及び字霜月田3741番3の一部

## 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

南九州市知覧町郡3669番地

株式会社エヌチキン

代表取締役 徳満義弘

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第11号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年4月10日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

2の表57の項を削る。

## 公安委員会公告

### 警備業雑踏警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業雑踏警備業務1級及び同2級検定を次のとおり実施する。

なお、雑踏警備業務1級検定については、宮崎県公安委員会と共同で実施する。

令和2年4月10日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

## 1 検定の種別及び級の区分

- (1) 雑踏警備業務1級
- (2) 雑踏警備業務2級

## 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

### (1) 実施日時

ア 雑踏警備業務1級

令和2年8月8日（土）午前9時から午後5時まで

- イ 雑踏警備業務 2 級  
令和 2 年 7 月 11 日 (土) 午前 9 時から午後 5 時まで
- ウ 検定当日の受付時間  
午前 8 時 30 分から午前 9 時まで
- (2) 実施場所  
鹿児島県警察本部 (鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号)
- (3) 受検定員
  - ア 雑踏警備業務 1 級  
30 人 (宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。)
  - イ 雑踏警備業務 2 級  
30 人 (申請の受付先着順とする。)
- 3 検定の受検資格
  - (1) 雑踏警備業務 1 級  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの
    - ア 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年 国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。) 第 8 条第 1 号に該当する者
    - イ 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けたもの
  - (2) 雑踏警備業務 2 級  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの
- 4 検定の方法及び内容
  - (1) 雑踏警備業務 1 級
    - ア 学科試験
      - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
      - (イ) 法令に関すること。
      - (ウ) 雑踏の整理に関すること。
      - (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
      - (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
    - イ 実技試験
      - (ア) 雑踏の整理に関すること。
      - (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
      - (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 雑踏警備業務 2 級
    - ア 学科試験
      - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
      - (イ) 法令に関すること。
      - (ウ) 雑踏の整理に関すること。
      - (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
    - イ 実技試験
      - (ア) 雑踏の整理に関すること。
      - (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
  - (1) 受付の期間及び時間帯
    - ア 雑踏警備業務 1 級

令和 2 年 6 月 15 日 (月) から同月 26 日 (金) まで (県の休日を除く。)

イ 雑踏警備業務 2 級

令和 2 年 6 月 1 日 (月) から同月 12 日 (金) まで (県の休日を除く。)

ウ 受付の時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(2) 提出書類

ア 雑踏警備業務 1 級

(ア) 検定規則に規定する検定申請書 (別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。) 1 通

(イ) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面 (県内に居住する場合に限る。) 1 通

(エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面 (県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。) 1 通

(オ) 雑踏警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面 (3 の(1)の アに該当する場合に限る。) 1 通

(カ) 雑踏警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し (3 の(1)のイに該当する場合に限る。) 1 通

イ 雑踏警備業務 2 級

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面 (県内に居住する場合に限る。) 1 通

(エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面 (県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。) 1 通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

受検者が県内に居住する場合における受験者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること (受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。)

6 検定手数料

13,000 円 (13,000 円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。)

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第 11 条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110 (内線 3032・3033)



## 県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 4 月 10 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

## 鹿児島県立病院局企業管理規程第 6 号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式中「身元保証人」を「連帯保証人」に、

「	身元保証人 住 所 患者との続柄 氏 名 年 月 日（満 歳）	印	を
」			
「	連帯保証人 住 所 患者との続柄 氏 名 年 月 日（満 歳） 連帯保証人の極度額 200,000円	印	に改める。
」			

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 10 日から施行する。